

山形銀行やまぎん現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定

1. (契約の成立)

当行所定の現金自動預入支払機による通帳払戻し利用の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該現金自動預入支払機による通帳払戻し利用に係る契約が成立するものとします。

2. (現金自動預入支払機による通帳払戻しの利用)

当行の現金自動預入支払機（以下「支払機」といいます。）による通帳払戻しは、次の場合に利用することができます。

- ・普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）の払戻しをする場合
- ・貯蓄預金の払戻しをする場合
- ・各種ローン口座から借入をする場合

3. (自動機利用手数料)

- (1) 通帳払戻しをする場合には、当行所定の支払機の利用に関する手数料（自動機利用手数料）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は預金の払戻し時に払戻請求書なしで、その払戻しをした預金（またはローン）口座から自動的に引き落とします。

4. (通帳・暗証の管理等)

- (1) 通帳払戻しの利用に際しての暗証は、カード取引のための届出暗証を使用してください。
- (2) 当行は、支払機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (3) 通帳は他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (4) 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

5. (偽造・盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 個人のお客さま名義の普通預金通帳および貯蓄預金通帳の偽造または盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、「山形銀行キャッシュカード規定」第11条（偽造カード等による払戻し）および第12条（盗難カードによる払戻し等）の各条項が準用されるものとします。
- (2) 本条の規定は、法人のお客さま名義の預金通帳、およびローン口座の借入専用通帳には適用されません。

6. (通帳の紛失、届出事項の変更)

通帳を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

7. (利用の制限)

- (1) 通帳払戻しの利用は当行の支払機に限るものとします。
当行が提携している金融機関ではカードによる払戻しのみで、通帳払戻しの利用はできません。
- (2) 通帳の記帳頁が満行となったときは、通帳払戻しはできません。この場合はカードによる払戻しをしてください。また、窓口で通帳繰越の手続きをしてください。
- (3) 通帳払戻し利用口座について代理人カードを発行している場合、代理人の暗証では通帳払戻しはできません。
- (4) 通帳払戻しによる1口座1日あたりの取引限度額は、契約いただいているカード種類により、次のとおりとします。
なお、取引限度額はカードによる払戻しとの合計金額となります。
 - ① カードが磁気ストライプカードの場合
「山形銀行キャッシュカード規定」第4条3項に定める取引限度額が適用されるものとします。
 - ② カードがICキャッシュカードの場合
ICキャッシュカードの場合は「山形銀行ICキャッシュカード特約」第3条2項のうち「現金払戻し」における取引限度額が適用されるものとします。

8. (利用の解約)

- (1) 通帳払戻しの利用を解約する場合は、書面によって当店へ届出てください。
- (2) 利用口座が解約された場合、あるいは利用口座のカード取引がすべて解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。

9. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の山形銀行キャッシュカード規定、各カードローン規定、ご繁盛カードローンパートナーカード規定、および各種ハイブリッドカード規定を準用します。

10. (準拠法・合意管轄)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年4月1日現在)